OTEC

第73回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年６月29日(火曜日)
午前10時（受付開始 午前９時15分)

場所

東京都江東区東陽六丁目３番３号
ホテル イースト21東京 ３階 永代の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第１号議案
剰余金の処分の件

第２号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第３号議案
役員賞与支給の件

第４号議案
取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

証券コード 1736

株式会社 オーテック

経営理念

「信頼」「進取」「創意」のもと、
快適な建物環境づくりをめざして

信頼

顧客と会社、経営者と従業員の相互信頼を築き、よりよいサービスを通じて社会に貢献する。

進取

常に進取の精神をもって未来をひらき、技術力を高めて時代の変化に対応する。

創意

創意と工夫により会社の発展をめざし、生きがいのある生活の向上をはかる。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は管工機材の専門商社として1934年に創業以来、建物内部の自動制御システム工事に事業範囲を拡大し、着実に成長を続けてまいりました。

高い技術力を有する人材を育成することで「快適な建物環境の創造に貢献する」という企業の社会的責任を果たしつつ、株主の皆様には安定かつ継続的な利益還元を実現するため、今後も企業価値の向上に努めてまいります。

さて、今日の建設業界は、制御システムや製品に対する専門知識だけでなく、お客様の課題を解決できる対応力が問われる時代となっております。

この様な環境下において、当社は人材育成に注力し提供するサービスの付加価値を高めるとともに、事業部門の連携やグループ会社間の相乗効果を通じて業績の拡大に努めてまいります。

当社は、根幹となる事業を着実に伸ばすことで株主の皆様から永くご支援いただける企業を目指してまいります。

株主の皆様には今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長
市原　伸一



株主各位

証券コード 1736
2021年6月4日
東京都江東区東陽二丁目4番2号
株式会社 オーテック
代表取締役社長 市 原 伸 一

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の予防及び拡散防止のため、本株主総会につきましては可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日(月曜日)営業時間終了の時(午後5時30分)までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時	**2021年6月29日（火曜日）午前10時** (受付開始 午前9時15分)
2. 場　　所	東京都江東区東陽六丁目3番3号 **ホテル イースト21東京 3階 永代の間** (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第73期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第73期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案　剰余金の処分の件 第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第3号議案　役員賞与支給の件 第4号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以　上

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎当日ご出席される株主様は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症の拡大状況や政府等の発表内容等により対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

・会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。

・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対させていただきます。

・本総会においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

・株主総会終了後の株主懇談会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、昨年に引き続き中止とさせていただきます。

当社ウェブサイト　https://www.o-tec.co.jp/

議決権行使等についてのご案内



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

（ご捺印は不要です。）

日　　時 2021年6月29日（火曜日） **午前10時**



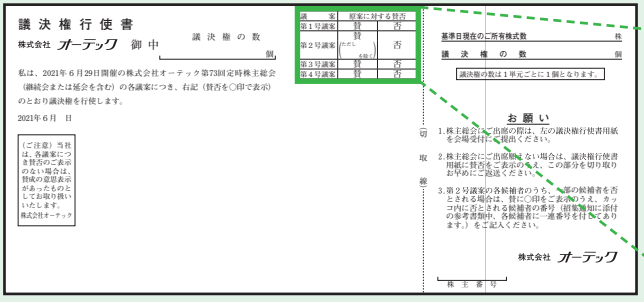
書面で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

（下記の行使期限までに到着するようご返送ください。）

行使期限 2021年6月28日（月曜日） **午後５時30分到着分まで**

議決権行使書のご記入方法


議決権行使書

株式会社 オーテック 御中

議決権の数　　個

私は、2021年６月29日開催の株式会社オーテック第73回定時株主総会（継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2021年６月　日

（ご注意）当社は、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
株式会社オーテック

議　案	原案に対する賛否	
第１号議案	賛	否
第２号議案	賛（ただし　を除く）	否
第３号議案	賛	否
第４号議案	賛	否

基準日現在のご所有株式数　　株

議決権の数　　個

議決権の数は１単元ごとに１個となります。

お願い

1. 株主総会にご出席の際は、左の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2. 株主総会にご出席願えない場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、この部分を切り取りお早めにご返送ください。
3. 第２号議案の各候補者のうち、一部の候補者を否とされる場合は、賛に○印をご表示のうえ、カッコ内に否とされる候補者の番号（招集通知に添付の参考書類中、各候補者に一連番号を付してあります。）をご記入ください。

株式会社 オーテック

株主番号

切取線

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議　案	原案に対する賛否	
第１号議案	賛	否
第２号議案	賛（ただし　を除く）	否
第３号議案	賛	否
第４号議案	賛	否

第２号議案について

全員賛成の場合 ➡ **賛**に○印

全員反対の場合 ➡ **否**に○印

一部候補者に反対の場合 ➡ **賛**に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当事業年度の業績、将来の事業展開と経営基盤の強化、安定配当の維持等を勘案して、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、１株につき80円とさせていただきたいと存じます。

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき　80円 配当総額　421,988,400円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年６月30日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額	別途積立金　1,000,000,000円
減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金　1,000,000,000円

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名全員は任期満了となります。

つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数
1	市原（いちはら）　伸一（しんいち）	再任	代表取締役社長	17回/17回（100%）
2	曳沼（ひきぬま）　宏之（ひろゆき）	再任	専務取締役 管工機材事業部・環境システム事業部統括	17回/17回（100%）
3	安野（やすの）　進（すすむ）	再任	取締役 管理本部長	14回/14回（100%）
4	原田（はらだ）　和彦（かずひこ）	再任	取締役 環境システム事業部長	14回/14回（100%）

（注）１．各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

２．安野進及び原田和彦の両氏に関する取締役会出席回数は、2020年６月26日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

３．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求等を提起された場合において、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。

候補者番号 1

市原 伸一（いちはら しんいち）

（1961年４月12日生）

再任



所有する当社株式数
14,000株
取締役在任年数
10年

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年４月	当社	入社
1998年４月	当社	システム事業本部東関東支店長
2007年４月	当社	システム事業本部東京支店長
2011年６月	当社	取締役システム事業本部東京支店長
2013年４月	当社	取締役システム事業本部東京支店長兼横浜・東関東地区担当
2014年４月	当社	取締役管理本部長
2015年４月	当社	取締役管理本部長兼ＯＡ情報部長
2015年６月	当社	常務取締役管理本部長兼ＯＡ情報部長
2017年４月	当社	常務取締役管理本部長
2017年６月	当社	代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由
市原伸一氏は、2011年から当社の取締役として、また、2017年からは当社の代表取締役社長として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

曳沼 宏之（ひきぬま ひろゆき）

（1961年１月24日生）

再任



所有する当社株式数
14,800株
取締役在任年数
10年

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年４月	当社	入社
2008年４月	当社	システム事業本部中部支店長
2011年６月	当社	取締役システム事業本部中部支店長
2013年４月	当社	取締役システム事業副本部長
2015年４月	当社	取締役システム事業本部長兼環境機器事業本部長
2016年６月	当社	常務取締役システム事業本部長兼環境機器事業本部長
2017年４月	当社	常務取締役管材事業本部・システム事業本部統括
2018年６月	当社	専務取締役管材事業本部・システム事業本部統括
2019年４月	当社	専務取締役管工機材事業部・環境システム事業部統括（現任）

取締役候補者とした理由
曳沼宏之氏は、当社の環境システム事業部門における豊富な経験と実績に加え、2011年から当社の取締役として経営に携わり、2017年からは管工機材事業部門を統括し、高い見識と能力を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 3　安野　進（やすの　すすむ）　(1966年10月16日生)　再任



所有する当社株式数
1,700株
取締役在任年数
1年

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年４月	株式会社北海道拓殖銀行	入行
1998年４月	当社	入社
2008年４月	当社	経理部長
2017年６月	当社	管理本部長兼経理部長
2018年７月	当社	執行役員管理本部長兼経理部長
2020年６月	当社	取締役管理本部長兼経理部長
2021年４月	当社	取締役管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由
安野進氏は、当社の経理部門における豊富な経験と実績に加え、2017年からは管理本部長として企業の管理業務全般に、2020年からは当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 4　原田 和彦（はらだ　かずひこ）　(1960年７月12日生)　再任



所有する当社株式数
8,900株
取締役在任年数
1年

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年４月	当社	入社
2013年４月	当社	システム事業本部中部支店長
2018年４月	当社	システム事業副本部長
2018年７月	当社	執行役員システム事業副本部長
2019年４月	当社	執行役員環境システム副事業部長
2020年６月	当社	取締役環境システム事業部長（現任）

取締役候補者とした理由
原田和彦氏は、当社の環境システム事業部門における豊富な経験と実績に加え、2020年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

第３号議案　役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名に対し、従来の支給額及び当事業年度の業績等を勘案し、総額40,000千円の役員賞与を支給させていただきたいと存じます。

本議案は、会社業績や各取締役の担当部門の実績等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

また、監査等委員会は、取締役の役員賞与に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、相当であると判断しております。

なお、各取締役に対する金額につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第４号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合は、本定時株主総会後の取締役会において決議する取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、本議案に基づき改定する予定であります。

本議案は、2016年６月28日開催の第68回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（年額180百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、本制度の対象となる取締役の員数は、第２号議案が原案どおり承認可決されますと４名となります。

なお、当社の監査等委員会は、報酬制度としての目的、業績との連動性、中期経営計画の達成に向けた健全なインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であると判断しております。

2 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1)本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2)本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者は、本制度の対象外とします。）

(3)信託期間

2021年８月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4)信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2022年３月末日で終了する事業年度から2025年３月末日で終了する事業年度までの４事業年度（以下、当該４事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する原則として３事業年度ごとの期間を、それぞれ「次期以降対象期間」といいます。また、当初対象期間と次期以降対象期間をあわせて「対象期間」といいます。）及びその後の各次期以降対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。なお、対象期間は、当社の中期経営計画の期間と連動させることとし、今後、中期経営計画の期間を変更した場合、当該期間に応じて対象期間も変更いたします（ただし、後述のとおり、当初対象期間のみ上記４事業年度の期間とします）。

まず、当社は、本信託設定（2021年８月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記(6)のとおり、１事業年度当たり15,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、60,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2021年４月26日の終値2,370円を適用した場合、上記の必要資金は、約142百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として次期以降対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

なお、当初対象期間のみ４事業年度の期間とし、次期以降対象期間を原則として３事業年度ごとの期間としておりますのは、現中期経営計画（2022年３月末日で終了する事業年度まで）の残存期間を勘案し、当初対象期間については現中期経営計画の残存期間（１事業年度）と次期中期経営計画の期間（３事業年度を予定しております。）を合算した期間と合致させることが相当と判断したためであります。

当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5)当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、１事業年度当たり15,000ポイントであるため、当初対象期間について本信託が取得する株式数の上限は60,000株となり、次期以降対象期間について本信託が取得する株式数の上限は、１事業年度当たりのポイント数の上限に、当該対象期間に係る事業年度数（中期経営計画の期間と一致）を乗じた数となります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6)取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、15,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（15,000株）の発行済株式総数（2021年３月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.28％です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（１を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7)当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。また、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8)議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9)配当の取扱い

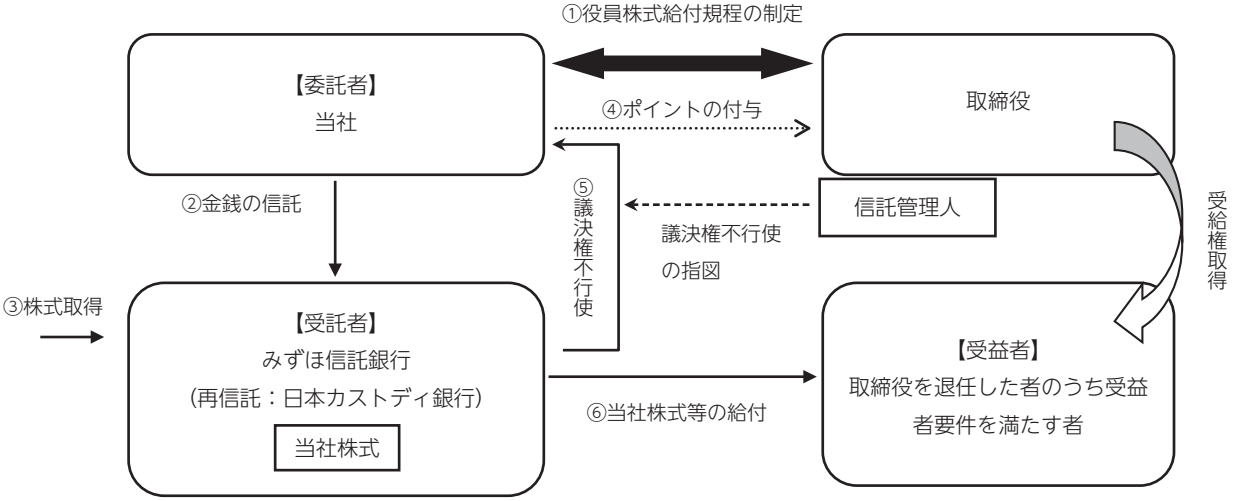
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10)信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

＜ご参考：本制度導入後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針＞

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう基本報酬に業績連動報酬を組み合わせた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、会社の業態、世間水準及び従業員給与とのバランスを踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、監査等委員以外の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての賞与、中長期の業績連動報酬としての株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会決議で定めた報酬限度額の範囲内で取締役会の委任を受けた代表取締役社長が、役位に応じて総合的に勘案し、決定する。

なお、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は、上記の報酬限度額に含めない。

3．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行う。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため株式報酬制度とし、中期経営計画の連結売上高、連結営業利益、連結ROEの目標値に対する達成度合いに応じて算出されたポイントを毎年、一定の時期に付与する。取締役の退任時に付与した累計ポイントに相当する自社株式の給付を行う。

4．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員以外の取締役の種類別の報酬割合は、固定報酬の基本報酬と業績連動報酬である賞与、株式報酬制度が異なる評価指標を採用することから、その割合については決定しない。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、役員報酬・賞与・退職慰労金等に関する内規に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について取締役会の委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業務担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

なお、株式報酬制度は、取締役会で制定する役員株式給付規程に基づき、取締役個人に対する給付株式数を決定する。

また、監査等委員である取締役については、監査等委員の協議により決定する。

以　上

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、人々の移動や経済活動が著しく制限されたことから、個人消費と企業収益には大幅な落ち込みがみられました。新型コロナウイルス感染者数の減少から経済活動に持ち直しの動きもみられましたが、2021年１月には緊急事態宣言が再発令されるなど、厳しい事業環境が続きました。

当社グループの事業に関連する建設業界は、再開発事業や公共工事の大型物件が順調に発注されておりますが、一部の宿泊施設や工場の修繕工事には計画延期や中止の動きがみられております。

このような経済環境下にありまして、当社グループは、業務効率改善に取り組み、付加価値の高いサービスを提供することで収益の確保に努めてまいりました。

環境システム事業につきましては、設備投資が弱含みとなる中でも既設改修工事の確実な受注と、再開発事業や公共施設のメンテナンス受注につながる新設工事を獲得し、繰越工事高の積み増しに努めてまいりました。

管工機材事業につきましては、提携先との協業を進めて衛生陶器及び住設機器の販売割合を高め、商品販売サイト「O/tegaru（おてがる）」の一層の利用促進を図り、卸販売の拡大に努めてまいりました。

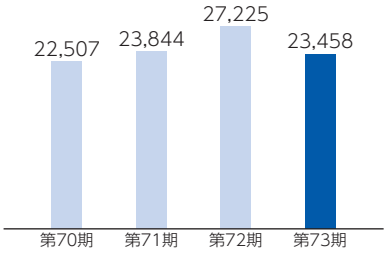
この結果、当連結会計年度の売上高は234億58百万円（前連結会計年度比13.8％減）となりました。また、利益につきましては、設備投資抑制が続いたことを受けて、完成工事高及び商品売上高がともに減少したことから、営業利益は19億93百万円（同13.2％減）、経常利益は21億34百万円（同12.8％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億26百万円（同18.1％減）となりました。

なお、2021年３月31日付で株式会社インターセントラルの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

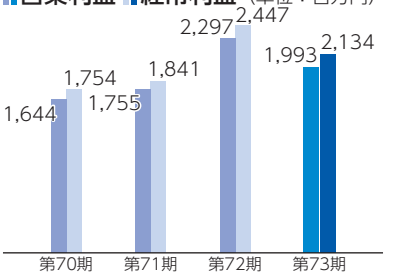
売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
23,458 百万円 前連結会計年度比13.8%減	1,993 百万円 前連結会計年度比13.2%減	2,134 百万円 前連結会計年度比12.8%減	1,326 百万円 前連結会計年度比18.1%減

(2)企業集団の財産及び損益の状況

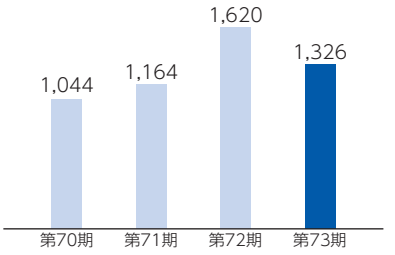
売上高 (単位：百万円)



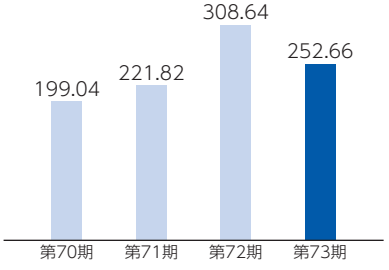
営業利益 **経常利益** (単位：百万円)



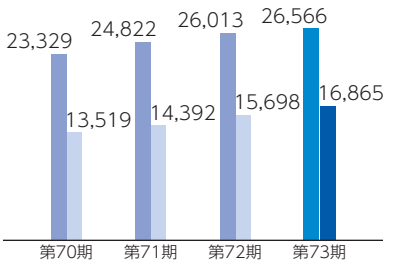
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



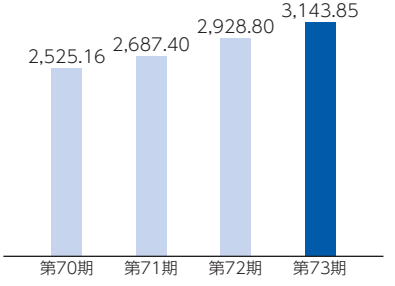
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 **純資産** (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



(単位：百万円)

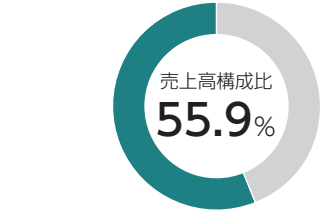
区　分	第70期 (2018年3月期)	第71期 (2019年3月期)	第72期 (2020年3月期)	第73期 (2021年3月期) (当連結会計年度)
売上高	22,507	23,844	27,225	23,458
営業利益	1,644	1,755	2,297	1,993
経常利益	1,754	1,841	2,447	2,134
親会社株主に帰属する当期純利益	1,044	1,164	1,620	1,326
1株当たり当期純利益	199円04銭	221円82銭	308円64銭	252円66銭
総資産	23,329	24,822	26,013	26,566
純資産	13,519	14,392	15,698	16,865
1株当たり純資産額	2,525円16銭	2,687円40銭	2,928円80銭	3,143円85銭

(注) 1．1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
2．1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式数控除後の期末発行済株式数に基づき、それぞれ算出しております。
3．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を第71期から適用しており、第70期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

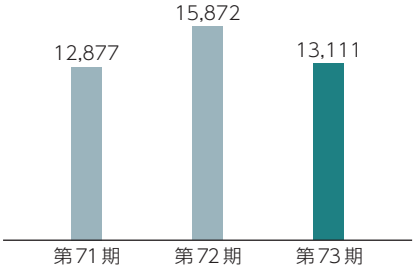
環境システム事業



当事業は、建物の頭脳と神経系統をつかさどる自動制御システムの設計・施工・メンテナンス及び環境関連機器の販売を行っております。建物の住環境の快適性を確保するとともに、運用管理の省力化・省エネルギー化に貢献しております。



売上高（単位：百万円）



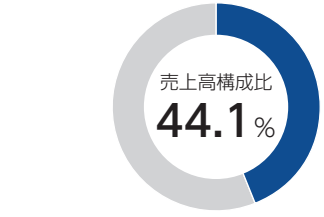
▶第73期の業績

環境システム事業につきましては、設備投資が弱含みとなる中でも既設改修工事の確実な受注と、再開発事業や公共施設のメンテナンス受注につながる新設工事を獲得し、繰越工事高の積み増しに努めてまいりましたが、新設工事及び既設工事の完成工事高が減少したことから、売上高は131億11百万円（前連結会計年度比17.4%減）となりました。

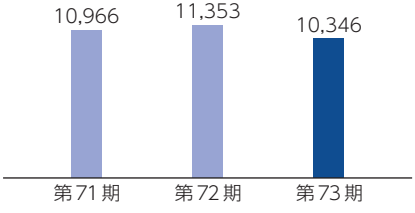
管工機材事業



当事業は、建物のライフラインを担う衛生陶器・住設機器・産業機器並びに各種の継手・バルブ・鋼管など管工機材を設備工事会社や二次卸売会社に販売しております。オフィスビル、工場、住宅など様々な建物に関わる商品を提供しております。



売上高（単位：百万円）



▶第73期の業績

管工機材事業につきましては、提携先との協業を進めて衛生陶器及び住設機器の販売割合を高め、商品販売サイト「O/tegaru（おてがる）」の一層の利用促進を図り、卸販売の拡大に努めてまいりましたが、首都圏の売上高が減少したことから、売上高は103億46百万円（前連結会計年度比8.9%減）となりました。

(3)設備投資の状況

当連結会計年度における主要設備の新設、除却等はありません。

(4)資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式発行、社債発行及び重要な長期借入れによる資金調達はありません。

(5)他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年３月31日付で株式会社インターセントラルの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(6)重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況（2021年３月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社道東オーテック	27百万円	54.0%	自動制御計装工事及び管工機材・機器類の販売
株式会社オーテック環境	26百万円	100.0%	産業機械の販売及び計測機器の製造・販売
株式会社インターセントラル	153百万円	100.0%	放射冷暖房システムの設計施工及び各種電気暖房機器の製造販売

（注）2021年３月31日付で株式会社インターセントラルの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

② その他

その他の関係会社の状況

会社名	資本金	議決権被所有比率
ＪＦＥ継手株式会社	958百万円	19.8%

（注）ＪＦＥ継手株式会社は、所有している当社の株式1,046千株のうち1,005千株を株式会社りそな銀行に退職給付信託として拠出しており、株式会社りそな銀行は、株式会社日本カストディ銀行に再信託しております。信託契約上、議決権の行使については、ＪＦＥ継手株式会社が指図権を留保しております。

(7)対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善も見込まれ、景気は持ち直していくことが期待されますが、新型コロナウイルス感染症の動向が内外経済に与える影響については十分な注意が必要となります。

当社グループの事業に関連する建設業界では、老朽化する都市基盤の整備、気候変動を要因とした自然災害の頻発から防災・減災対策に公共投資が継続しており、建設需要は今後も堅調な推移が見込まれております。

このような状況のもとで、当社グループといたしましては、2022年３月期を最終年度とする３ヵ年の中期経営計画を達成するために、以下の施策を実施してまいります。

環境システム事業におきましては、都市再開発や地域のインフラ施設の整備、維持管理に関する需要を取り込み、安定した工事量の確保に努めてまいります。

管工機材事業におきましては、業務提携効果を発揮した取扱商材の充実、協働配送による経費圧縮、顧客向け商品販売サイト『O/tegaru（おてがる）』の利用促進に努めてまいります。

当社グループは、従業員並びに関係する皆様の安全を最優先とし、社会的責任を果たすべく行政の方針・指導に従い感染症の拡大防止に努めるとともに、長期化のリスクを踏まえながら終息後の迅速な対応に備えてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(8)主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業区分	主要製品
環境システム事業	計装工事、電気工事、メンテナンス工事、空調自動制御機器、環境関連機器
管工機材事業	衛生陶器、住設機器、産業機器、継手、バルブ、鋼管

(9)企業集団の主要な拠点等（2021年３月31日現在）

■本社

東京都江東区東陽二丁目４番２号

■環境システム事業

北海道支店	東北支店
北関東支店	東関東支店
東京支店	横浜支店
中部支店	
帯広営業所	旭川営業所
苫小牧営業所	秋田営業所
盛岡営業所	郡山営業所
熊谷営業所	千葉営業所
多摩営業所	岐阜営業所
飛騨営業所	浜松営業所
三重営業所	

■管工機材事業

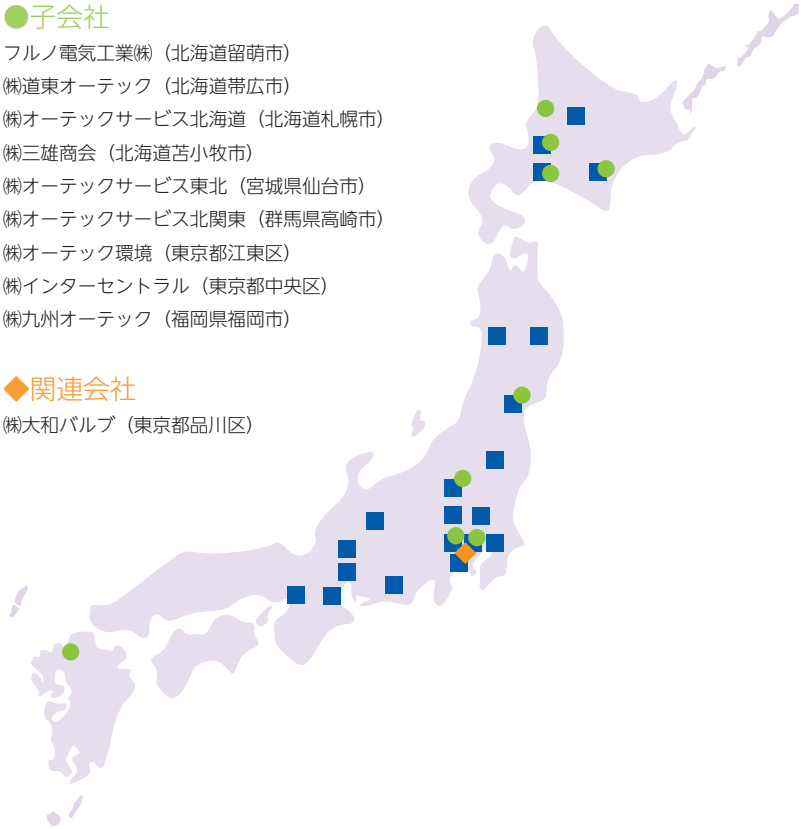
札幌支店	仙台支店
東京支店	名古屋支店
大阪支店	

●子会社

フルノ電気工業㈱（北海道留萌市）
㈱道東オーテック（北海道帯広市）
㈱オーテックサービス北海道（北海道札幌市）
㈱三雄商会（北海道苫小牧市）
㈱オーテックサービス東北（宮城県仙台市）
㈱オーテックサービス北関東（群馬県高崎市）
㈱オーテック環境（東京都江東区）
㈱インターセントラル（東京都中央区）
㈱九州オーテック（福岡県福岡市）

◆関連会社

㈱大和バルブ（東京都品川区）



（注）１．2021年３月31日付で株式会社インターセントラルの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
２．社内の業務効率化などの推進を実施するため、一部の支店を営業に特化させ組織運営を強化するために、2021年４月１日付で管工機材事業部仙台支店を管工機材事業部東京支店仙台営業所、管工機材事業部名古屋支店を管工機材事業部大阪支店名古屋営業所としております。

(10)従業員の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
環境システム事業	341名	26名増
管工機材事業	119名	32名増
全社（共通）	39名	11名増
合計	499名	69名増

（注）1．従業員数は就業人員（嘱託を含み、常用パートを除いております。）であり、臨時雇用者数（常用パートを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。）の総数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3．従業員数が前連結会計年度末と比べて増加しましたのは、2021年３月31日付で株式会社インターセントラルを連結子会社化したためであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
375名	３名減	41.8歳	16.9年

（注）従業員数は就業人員（嘱託を含み、常用パートを除いております。）であり、臨時雇用者数（常用パートを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。）の総数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(11)主要な借入先及び借入額（2021年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	350
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	250
株式会社群馬銀行	100
株式会社三井住友銀行	90

（注）企業集団の主要な借入先として、当社の主要な借入先の状況を記載しております。

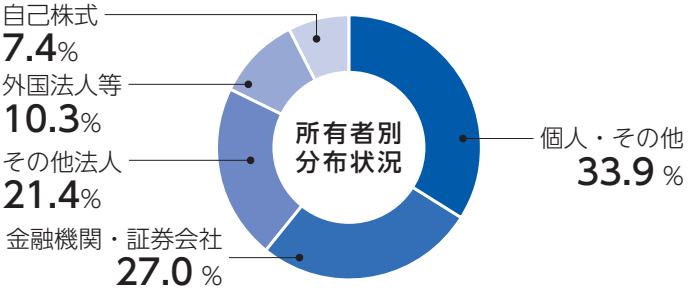
(12)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　16,000千株
② 発行済株式の総数　5,700千株
③ 株主数　796名
④ 大株主（上位11名）



株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社日本カストディ銀行（りそな銀行再信託分・ＪＦＥ継手株式会社退職給付信託口）	1,005	19.05
光通信株式会社	441	8.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	420	7.96
オーテック従業員持株会	338	6.42
アズビル株式会社	250	4.73
オーテック共栄会	240	4.56
株式会社FMバルブ製作所	142	2.69
株式会社みずほ銀行	135	2.55
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	122	2.31
株式会社三菱UFJ銀行	120	2.27
株式会社大和バルブ	120	2.27

（注）1．当社は自己株式を425千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
3．株式会社日本カストディ銀行（りそな銀行再信託分・ＪＦＥ継手株式会社退職給付信託口）は、ＪＦＥ継手株式会社が所有する持株数1,046千株のうち、1,005千株を株式会社りそな銀行へ委託した信託財産であります。信託契約上、議決権の行使については、ＪＦＥ継手株式会社が指図権を留保しております。

(2)会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	市　原　伸　一	
専務取締役	曳　沼　宏　之	管工機材事業部・環境システム事業部統括
取締役	安　野　　進	管理本部長兼経理部長
取締役	原　田　和　彦	環境システム事業部長
取締役（常勤監査等委員）	福　田　恒　夫	
取締役（監査等委員）	熊　木　　登	公益財団法人日本生産性本部主席経営コンサルタント
取締役（監査等委員）	山　田　仁　美	山田仁美公認会計士事務所代表 株式会社会計工房　公認会計士

（注）1．取締役（監査等委員）福田恒夫、熊木登及び山田仁美の３氏は社外取締役であります。
2．取締役（監査等委員）山田仁美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、福田恒夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4．当社は、取締役（監査等委員）熊木登及び山田仁美の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．2021年４月１日をもって取締役安野進氏は管理本部長となりました。

② 事業年度中に退任した取締役

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
横　堀　純　一	2020年６月26日	任期満了	取締役環境システム事業部長
北　川　秀　法	2020年６月26日	任期満了	取締役管工機材事業担当
川　田　譲　二	2020年６月26日	任期満了	取締役（監査等委員） 川田譲二公認会計士事務所代表

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害が塡補されることとなります。

⑤　取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりであります。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう基本報酬に賞与を組み合わせた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、会社の業態、世間水準及び従業員給与とのバランスを踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

ｂ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会決議で定めた報酬限度額の範囲内で取締役会の委任を受けた代表取締役社長が、役位に応じて総合的に勘案し、決定する。

なお、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は、上記の報酬限度額に含めない。

ｃ．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定

の時期に支給する。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行う。

d．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合は、固定報酬の基本報酬と業績連動報酬の賞与が異なる評価指標を採用することから、その割合については決定しない。

e．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、役員報酬・賞与・退職慰労金等に関する内規に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について取締役会の委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業務担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

なお、監査等委員である取締役については、監査等委員の協議により決定する。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	112	72	40	6
（うち社外取締役）	（－）	（－）	（－）	（－）
取締役（監査等委員）	27	27	－	4
（うち社外取締役）	（27）	（27）	（－）	（4）
合　　計	139	99	40	10
（うち社外取締役）	（27）	（27）	（－）	（4）

（注）1．取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．業績連動報酬等にかかる業績指標は当期純利益であり、その実績は1,326百万円であります。各取締役の業績連動報酬は、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出しております。当該指標を選択する理由は当該年度の最終的な業績を示した数値であり、業績報酬基準として最も合理的と考えるためであります。
3．取締役の報酬限度額は、2016年６月28日開催の第68回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額35百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は６名、取締役（監査等委員）の員数は４名であります。
4．報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
・2021年６月29日開催の第73回定時株主総会において付議いたします役員賞与
取締役（監査等委員を除く）　４名　40百万円
5．当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は４名、取締役（監査等委員）は３名（うち社外取締役は３名）であります。上記の取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）の員数と相違しておりますのは、2020年６月26日付で退任した取締役（監査等委員を除く）２名及び取締役（監査等委員）１名が含まれているためであります。
6．取締役会は、代表取締役社長市原伸一に対し各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額及び各取締役（監査等委員を除く）の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員を除く）の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

ハ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

なお、当社は、2013年６月25日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

・取締役（監査等委員）熊木登氏は、公益財団法人日本生産性本部主席経営コンサルタントであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）山田仁美氏は、山田仁美公認会計士事務所代表及び株式会社会計工房に所属する公認会計士であります。当社と両兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役 （常勤監査等委員）	福　田　恒　夫	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会12回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、当社の関係会社であるＪＦＥ継手株式会社での監査役としての経験と同社子会社において代表取締役社長として経営に携わった経験と実績に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。その他に常勤の取締役、執行役員及び事業部長で構成されている経営会議の出席、監査室が実施する内部監査への同行を行っております。
取締役 （監査等委員）	熊　木　　登	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会12回のすべてに出席し、必要に応じ、経営コンサルタントとしての専門的見地からの発言を行っており、特に企業経営の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
取締役 （監査等委員）	山　田　仁　美	2020年６月26日就任以降に開催された取締役会14回及び監査等委員会10回のすべてに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当社の会計監査人以外の監査法人出身者として独立した立場から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。

(3)会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

・EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に対する報酬等

イ．当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　39百万円

ロ．当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　41百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記イ．の金額には、これらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、収益認識に係る支援業務について対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4)業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議いたしております。内容は以下のとおり定めております。

① 当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当企業集団は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「オーテックグループ役職員行動規範」に従い行動する。

ロ．当社は、管理担当役員を委員長とする倫理委員会において、役職員の日常の行動が法令・定款、社内規程、企業倫理等の社会的規範を遵守し、適切に行われているか検証する。また、役職員に対する企業倫理及び法令遵守意識の啓蒙と違法行為の防止及びコンプライアンス活動の推進を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定の文書のほか、経営会議議事録等の職務の執行に係る文書を、社内規程に従い適切に保存し、管理する。

③ 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、事業上のリスクについて、所定の社内規程及び通達に従い、迅速かつ適切な情報伝達と管理を行う。また、想定される様々なリスクに対応するため「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制を強化する。

ロ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社に取締役及び使用人を派遣し、経営内容を的確に把握する体制とする。

④ 当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、職務の執行の決定が適切かつ機動的に行われるよう、常勤の取締役、執行役員及び事業部長で構成する経営会議において、取締役会での決議事項以外の重要な職務執行に関して審議及び決定し、実行する。

ロ. 当社の本部長及び事業部長は、法令・定款、社内規程に従い、担当事業部門を管掌する。また、事業部門ごとに、業務計画を定め、数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証するとともに、業務執行の状況を取締役会へ報告する。

ハ. 当社は、業務分掌、職務権限等の社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務が行われる体制を構築する。

ニ. 子会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的に報告を受ける。

⑤ 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき関係会社に取締役又は使用人を派遣し、子会社の経営内容を把握するとともに、定期的・継続的に子会社から報告を受ける体制とする。

ロ. 当社の監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社を内部監査の対象とし、監査の結果については、当社の代表取締役に報告する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

イ. 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助するための従業員を置くことができる。

ロ. 当該従業員の職務執行の独立性を確保するため、任命・異動・評価・懲戒については、監査等委員会の同意を得る。

ハ．当該従業員の職務執行は、監査等委員会に係る業務を優先して行う。

⑦　企業集団の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

イ．当企業集団の役職員が直接又は間接的に、会社に著しい損害を及ぼす事実や、法令又は定款に違反する行為を発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告する。

ロ．当社の監査等委員会へ報告を行った企業集団の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

ハ．当社の監査等委員は、取締役会、経営会議その他社内の重要な会議に出席し、経営上の情報について適時報告が受けられる体制とする。また、監査等委員会が必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当企業集団の役職員は、当社監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び書類の提供を行う。

ロ．監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用できる。

ハ．監査等委員会は、内部監査部門からその監査計画及び監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めることができる。

ニ．監査等委員の職務の執行について必要な費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、職務の遂行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務処理をする。

⑨　反社会的勢力排除に向けた体制

当企業集団は、反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、不当・不正な要求に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と連携し、一切の関係を遮断する。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

(5)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

①　内部統制システム全般に対する取組み

当社は2019年４月26日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を改定しております。また、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令及び定款違反の発生又は発生のおそれがある

場合には、厳正な調査を実施して改善・再発防止を図っております。

② コンプライアンスに対する取組み

「オーテックグループ役職員行動規範」を配布し、すべての役職員が基本ルールに則って行動するよう周知徹底を行うとともに、全社員を対象としたｅラーニングによる研修を実施しております。また、倫理委員会を開催し、内部通報制度の運用状況の確認と問題の早期発見・改善に努めております。

③ 職務執行の適正性及び職務の執行が効率的に行われることに対する取組み

定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会のほか、常勤の取締役、執行役員及び事業部長で構成する「経営会議」を毎月１回開催し、経営上の重要事項に関する迅速な意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の職務執行に関する情報については、「文書規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。また、アンケート調査による取締役会の実効性評価を実施しており、抽出された課題については取締役会で共有を行っております。

④ 損失の危険の管理に対する取組み

「リスク管理規程」に基づき、取締役会や経営会議においてリスクの把握と対策を検討し、適切な対応に努めているほか、情報セキュリティ事故を防止するため、全役職員に「ＰＣ・モバイル利用ハンドブック」を配布し、対策を強化するとともにｅラーニングによる情報セキュリティ教育により、社員への継続的な啓発を行っております。また、「関係会社管理規程」に基づき、当社の取締役又は幹部社員を子会社に派遣して業務執行の監督を行っております。その他、重大な事故や災害等の発生に備えて、事業所ごとに防災マニュアル及び緊急連絡網を作成しております。

⑤ 監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取組み

監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席を通じ、取締役から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っています。また、監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けるほか、独自に監査等委員会による監査を、特に経営層に対して行っています。そのため、内部監査部門及び会計監査人とは日常的にコミュニケーションを図り、効果的な監査が実施可能な体制を構築しています。

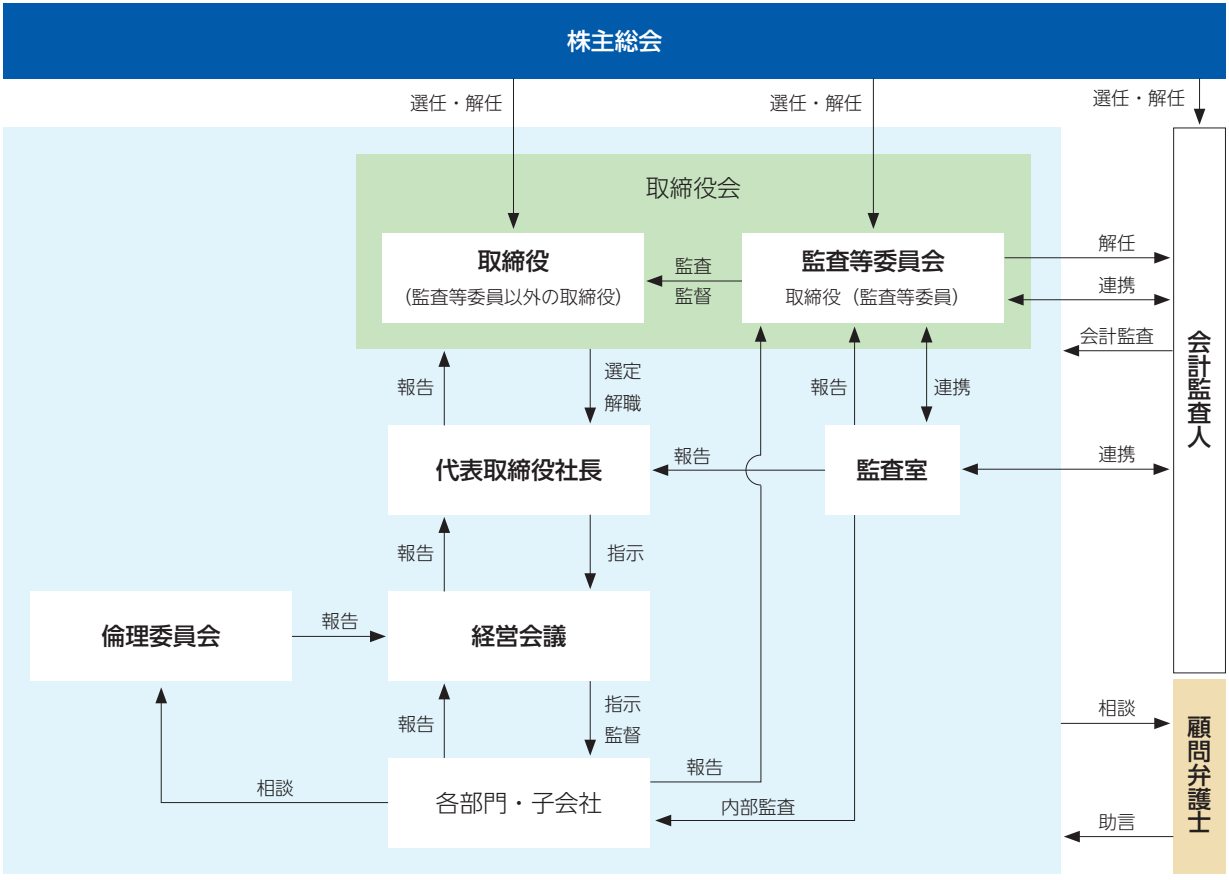
（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

〈ご参考〉コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、ステークホルダーの期待に応えるべく、企業収益の拡大と事業基盤の強化を図るとともに、経営の透明性を高め、企業倫理の徹底を果たすことが企業価値の向上につながると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また当社は、監査等委員会設置会社の制度を採用しており、取締役会による業務執行の状況の監督及び監査等委員会による監督機能の強化により、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

【コーポレート・ガバナンス体制】



連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**17,679,110**
現金及び預金	6,210,924
受取手形・完成工事未収入金等	3,689,847
電子記録債権	2,749,020
売掛金	1,988,391
有価証券	500,088
未成工事支出金	1,426,980
商品及び製品	595,087
原材料及び貯蔵品	384,989
その他	144,843
貸倒引当金	△11,063
固定資産	**8,887,884**
有形固定資産	**2,627,241**
建物及び構築物	624,154
土地	1,560,870
リース資産	308,927
その他	133,288
無形固定資産	**1,683,296**
のれん	1,590,232
リース資産	50,081
その他	42,983
投資その他の資産	**4,577,345**
投資有価証券	3,514,547
退職給付に係る資産	427,062
その他	636,365
貸倒引当金	△630
資産合計	**26,566,994**

科　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**8,546,034**
支払手形・工事未払金等	2,037,859
電子記録債務	1,799,784
買掛金	1,026,138
短期借入金	1,018,574
リース債務	59,255
未払法人税等	587,256
未成工事受入金	1,024,411
賞与引当金	314,360
役員賞与引当金	53,710
完成工事補償引当金	11,860
工事損失引当金	30,200
製品保証引当金	4,136
その他	578,488
固定負債	**1,155,936**
長期借入金	124,718
リース債務	444,512
繰延税金負債	271,391
再評価に係る繰延税金負債	113,798
役員退職慰労引当金	75,475
退職給付に係る負債	93,086
その他	32,954
負債合計	**9,701,971**
(純資産の部)	
株主資本	**16,006,471**
資本金	**599,400**
資本剰余金	**540,848**
利益剰余金	**15,074,488**
自己株式	**△208,266**
その他の包括利益累計額	**498,064**
その他有価証券評価差額金	**661,803**
土地再評価差額金	**△264,501**
退職給付に係る調整累計額	**100,762**
非支配株主持分	**360,487**
純資産合計	**16,865,023**
負債純資産合計	**26,566,994**

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科　目	金　額	
売上高		**23,458,243**
売上原価		**18,264,559**
売上総利益		**5,193,683**
販売費及び一般管理費		**3,200,215**
営業利益		**1,993,467**
営業外収益		
受取利息	6,626	
受取配当金	51,757	
不動産賃貸料	27,258	
持分法による投資利益	35,799	
保険解約返戻金	25,045	
その他	33,922	180,409
営業外費用		
支払利息	22,189	
不動産賃貸費用	6,674	
その他	10,177	39,041
経常利益		**2,134,836**
特別利益		
固定資産売却益	1,106	1,106
特別損失		
固定資産売却除却損	751	
減損損失	69,960	70,711
税金等調整前当期純利益		**2,065,231**
法人税、住民税及び事業税	701,182	
法人税等調整額	△846	700,335
当期純利益		**1,364,895**
非支配株主に帰属する当期純利益		38,504
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,326,390**

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年４月１日期首残高	599,400	540,848	14,196,460	△208,284	15,128,424
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△448,362		△448,362
親会社株主に帰属する当期純利益			1,326,390		1,326,390
自己株式の処分				18	18
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	878,028	18	878,046
2021年３月31日期末残高	599,400	540,848	15,074,488	△208,266	16,006,471

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2020年４月１日期首残高	560,211	△264,501	△48,752	246,957	323,183	15,698,565
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△448,362
親会社株主に帰属する当期純利益						1,326,390
自己株式の処分						18
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	101,592	－	149,515	251,107	37,304	288,411
連結会計年度中の変動額合計	101,592	－	149,515	251,107	37,304	1,166,458
2021年３月31日期末残高	661,803	△264,501	100,762	498,064	360,487	16,865,023

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1)連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　　7社　　フルノ電気工業株式会社
株式会社道東オーテック
株式会社オーテックサービス北海道
株式会社三雄商会
株式会社オーテック環境
株式会社インターセントラル
株式会社九州オーテック

上記のうち、株式会社インターセントラルについては、2021年３月31日に株式を取得したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

・非連結子会社の数　　2社　　株式会社オーテックサービス東北
株式会社オーテックサービス北関東

株式会社オーテックサービス東北及び株式会社オーテックサービス北関東は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2)持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　　1社　　株式会社大和バルブ

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

・持分法非適用の非連結子会社数　2社　　株式会社オーテックサービス東北
株式会社オーテックサービス北関東

株式会社オーテックサービス東北及び株式会社オーテックサービス北関東は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③　持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4)会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ）有価証券

・満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

・その他有価証券

時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　総平均法による原価法

ロ）たな卸資産

・未成工事支出金　　個別法による原価法

・商品及び製品　　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料及び貯蔵品　　原材料

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ）有形固定資産（リース資産を除く）　　主として定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　10～47年

ロ）無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ）リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産　　自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　　主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ）貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を吟味して回収不能見込額を引当計上しております。
ロ）賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
ハ）役員賞与引当金	役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
ニ）完成工事補償引当金	完成工事に係る瑕疵担保等の補償費用に備えて、主として実績率による補償見積額を計上しております。
ホ）工事損失引当金	手持受注工事の将来の損失に備えて、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見積額を計上しております。
ヘ）製品保証引当金	連結子会社の一部は、製品販売後のアフターサービス費用の支出に備えて、過去の実績に基づき必要額を計上しております。
ト）役員退職慰労引当金	連結子会社の一部は、役員の退職による慰労金の支給に備えて、連結会計年度末における要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のため重要な事項

イ）退職給付に係る会計処理の方法	退職給付に係る負債については、従業員の退職給付に備えて、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、当連結会計年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。
・退職給付見込額の期間帰属方法	当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
・数理計算上の差異の費用処理方法	数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
・未認識数理計算上の差異の会計処理方法	未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ）収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事　工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

・その他の工事　工事完成基準

ハ）のれんの償却方法及び償却期間　10年間の定額法により償却を行っております。

ニ）消費税等の会計処理方法　税抜方式によっております。

(5)表示方法の変更

① 連結計算書類関係

当連結会計年度より、より実態に即した明瞭な表示とするため、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づく科目名称から「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じた科目名称に変更しております。

（変更前）		（変更後）	
受取手形	1,338,872千円	受取手形・完成工事未収入金等	3,689,847千円
売掛金及び完成工事未収入金	4,141,496千円	売掛金	1,988,391千円
営業未収入金	197,871千円		
支払手形	1,170,609千円	支払手形・工事未払金等	2,037,859千円
買掛金及び工事未払金	1,893,388千円	買掛金	1,026,138千円

② 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

③ 連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「販売報奨金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めております。

なお、当連結会計年度の「その他」に含まれている「販売報奨金」の金額は8,899千円であります。

(6)重要な会計上の見積り

① のれんの評価

イ）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　1,590,232千円

ロ）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

株式会社インターセントラルの全株式を取得し、子会社化したことに伴い発生したものであり、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額と株式の取得価額との差額等をのれんの金額として計上しております。

当該のれんの回収可能価額は、当社グループの子会社となる事で新たに発生するシナジー効果、具体的には販路拡大による売上増加、協働化によるコスト削減等を織り込んだ事業計画を基礎とする使用価値に基づき算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、のれんに対して減損損失の認識をする可能性があり、翌連結会計年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 工事進行基準による完成工事高

イ）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　223,976千円

ロ）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

完成工事高及び完成工事原価の計上にあたり、当連結会計年度末までの進捗部分に成果の確実性が認められる工事につきましては工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。工事進行基準の適用にあたっては、工事収益総額及び工事原価総額を見積る必要があります。

発注者との交渉の状況によって工事収益総額が変動した場合や、施工条件の変更、資機材価格の高騰、作業効率の悪化等、想定していなかった事象により工事原価総額が変動した場合は、翌連結会計年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1)たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は、30,200千円であります。

(2)担保に供している資産

① 金融機関の借入等に対して担保に供している資産

イ）担保提供資産

建物及び構築物	94,515千円
土地	251,278千円
計	345,794千円

ロ）上記に対応する債務

短期借入金	81,902千円
長期借入金	8,070千円
計	89,972千円

② 営業保証金の代用として差入れている資産

土地	49,087千円
投資有価証券	1,481千円
計	50,568千円

(3)有形固定資産の減価償却累計額 2,068,072千円

(4)偶発債務

受取手形裏書譲渡高	82,116千円
電子記録債権裏書譲渡高	2,068千円

(5)事業用土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、路線価に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、同条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算出しております。

再評価を行った年月日	2002年３月31日
再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

3．連結損益計算書に関する注記

(1)売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額　18,600千円

(2)工事進行基準による完成工事高　223,976千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,700,000株	－株	－株	5,700,000株

(2)自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	450,286株	－株	79株	450,207株

（注）自己株式の株式数の減少79株は、持分法適用会社に対する持分変動に伴う減少であります。

(3)剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ）2020年６月26日開催の第72回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・配当金の総額　448,362千円
・１株当たり配当額　85円
・基準日　2020年３月31日
・効力発生日　2020年６月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

イ）2021年６月29日開催の第73回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　421,988千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　80円
・基準日　2021年３月31日
・効力発生日　2021年６月30日

5．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、金利動向等を踏まえながら運用益の最大化を図っております。資金調達については、銀行借入により調達し、安定的かつ低利な調達を図っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しましては、当社は債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等、電子記録債務及び買掛金は、ほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金及び長期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は月次に資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品（（注）２．参照）や子会社株式及び関連会社株式は含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時　価 (千円)	差　額 (千円)
(1)現金及び預金	6,210,924	6,210,924	－
(2)受取手形・完成工事未収入金等	3,689,847	3,689,847	－
(3)電子記録債権	2,749,020	2,749,020	－
(4)売掛金	1,988,391	1,988,391	－
(5)有価証券及び投資有価証券	3,697,488	3,694,687	△2,801
資産計	18,335,673	18,332,872	△2,801
(6)支払手形・工事未払金等	2,037,859	2,037,859	－
(7)電子記録債務	1,799,784	1,799,784	－
(8)買掛金	1,026,138	1,026,138	－
(9)短期借入金	980,000	980,000	－
(10)リース債務(流動負債)	59,255	59,704	448
(11)未払法人税等	587,256	587,256	－
(12)長期借入金(１年内返済予定含む)	163,292	163,269	△22
(13)リース債務(固定負債)	444,512	452,811	8,299
負債計	7,098,098	7,106,824	8,725

(注) １．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形・完成工事未収入金等、(3)電子記録債権並びに(4)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から掲示された価格によっております。

負債

(6)支払手形・工事未払金等、(7)電子記録債務、(8)買掛金、(9)短期借入金、並びに(11)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(10)リース債務（流動負債）、並びに(13)リース債務（固定負債）

これらの時価については、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(12)長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金（1年内返済予定含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	55,360

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　3,143円85銭

(2) 1株当たり当期純利益　252円66銭

(注) 1．1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

2．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	16,865,023千円
純資産の部の合計額から控除する金額	360,487千円
（うち非支配株主持分）	(360,487千円)
普通株式に係る期末の純資産額	16,504,535千円
1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	5,249,793株

4．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	1,326,390千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,326,390千円
期中平均株式数	5,249,727株

7．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8．その他の注記

(1)取得による企業結合

① 企業結合の概要

イ）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社インターセントラル

事業の内容　放射冷暖房システムの設計施工及び各種電気暖房機器の製造販売

ロ）企業結合を行った主な理由

当社は、快適な建物環境を創造するため、空調自動制御システムの設計、施工、メンテナンスを行う「環境システム事業」と管工機材と住宅設備機器を販売する「管工機材事業」の２つの事業を通じて社会に貢献しています。

一方、株式会社インターセントラルは、放射冷暖房システムの設計施工及び各種電気暖房機器の製造販売を展開しております。同社は放射熱を利用した空調技術に特徴を持ち、気流を発生させない放射冷暖房システムや電気暖房機器は、ビルのエントランスや病院、空港、図書館などに採用実績を広げております。

同社が当社グループに加わることにより、「環境システム事業」においては放射冷暖房システムにおける一貫した施工体制の整備、「管工機材事業」においては既存顧客に対する電気暖房機器の販売強化など、各セグメントにおいて相乗効果を見込んでおります。

ハ）企業結合日

2021年３月31日

ニ）企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

ホ）結合後企業の名称

変更はありません。

ヘ）取得した議決権比率

100%

ト）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

② 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	3,491,089千円
取得原価		3,491,089千円

④ 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　84,740千円

⑤ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

イ）発生したのれんの金額

1,541,449千円

ロ）発生原因

期待される将来の収益力に関連して発生したものです。

ハ）償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

⑥ 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

(2)新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて

当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、一部の宿泊施設や工場の修繕工事には計画延期や中止の動きがみられましたが、当社グループの業績に与える影響は限定的であります。今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない状況にあることから、設備投資動向など外部環境の変化に伴う受注高の減少が懸念されており、業績に与える影響については一定期間注視していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、翌連結会計年度に与える影響は限定的と仮定して繰延税金資産の回収可能性の判断や固定資産の減損の判定などの会計上の見積りを行っており、大幅に見直す状況には至っておりません。なお、感染拡大の動向については不確定要素が多いことから、その仮定に変化が生じた場合には、翌連結会計年度の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)その他

記載金額及び株式数は特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**13,836,355**
現金及び預金	4,254,105
受取手形	1,105,402
電子記録債権	2,365,981
完成工事未収入金	1,944,475
売掛金	1,537,724
営業未収入金	192,842
有価証券	500,078
未成工事支出金	1,391,631
商品	359,759
原材料及び貯蔵品	40,813
前払費用	116,966
未収入金	529
その他	31,786
貸倒引当金	△5,742
固定資産	**9,802,472**
有形固定資産	**2,059,289**
建物	410,507
構築物	25,112
車両運搬具	31,088
工具、器具及び備品	41,068
土地	1,243,970
リース資産	307,542
無形固定資産	**73,377**
ソフトウエア	12,526
リース資産	50,081
電話加入権	0
その他	10,769
投資その他の資産	**7,669,805**
投資有価証券	3,134,441
関係会社株式	3,809,007
出資金	130
破産更生債権等	1,230
前払年金費用	279,228
投資不動産	5,244
敷金及び保証金	297,495
その他	143,657
貸倒引当金	△630
資産合計	**23,638,828**

科　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**7,422,359**
支払手形	918,371
電子記録債務	1,740,338
工事未払金	767,913
買掛金	797,704
短期借入金	890,000
リース債務	58,913
未払金	238,504
未払費用	47,748
未払法人税等	477,134
未払消費税等	68,143
未成工事受入金	955,021
預り金	82,456
賞与引当金	290,375
役員賞与引当金	40,000
完成工事補償引当金	4,270
工事損失引当金	30,200
その他	15,264
固定負債	**773,845**
リース債務	442,941
長期未払金	17,483
繰延税金負債	185,310
再評価に係る繰延税金負債	113,798
その他	14,310
負債合計	**8,196,205**
(純資産の部)	
株主資本	**15,080,181**
資本金	**599,400**
資本剰余金	**553,984**
資本準備金	525,000
その他資本剰余金	28,984
利益剰余金	**14,129,266**
利益準備金	149,850
その他利益剰余金	13,979,416
固定資産圧縮積立金	116,701
別途積立金	11,700,000
繰越利益剰余金	2,162,714
自己株式	**△202,469**
評価・換算差額等	**362,440**
その他有価証券評価差額金	**626,942**
土地再評価差額金	**△264,501**
純資産合計	**15,442,622**
負債純資産合計	**23,638,828**

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科　目	金　額	
売上高		
完成工事高	12,656,101	
商品売上高	8,401,375	**21,057,476**
売上原価		
完成工事原価	8,979,148	
商品売上原価	7,491,786	**16,470,934**
売上総利益		**4,586,542**
販売費及び一般管理費		**2,667,863**
営業利益		**1,918,678**
営業外収益		
受取利息	6,647	
受取配当金	54,352	
不動産賃貸料	30,373	
その他	27,240	118,613
営業外費用		
支払利息	21,306	
不動産賃貸費用	7,274	
その他	9,421	38,002
経常利益		**1,999,290**
特別利益		
固定資産売却益	749	749
特別損失		
固定資産売却除却損	751	
減損損失	69,960	70,711
税引前当期純利益		**1,929,328**
法人税、住民税及び事業税	635,000	
法人税等調整額	△9,033	625,966
当期純利益		**1,303,362**

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
		資本剰余金		利益剰余金					
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			自己株式	株主資本合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2020年4月1日期首残高	599,400	525,000	28,984	149,850	117,995	10,700,000	2,306,421	△202,469	14,225,182
事業年度中の変動額									
剰余金の配当							△448,362		△448,362
別途積立金の積立						1,000,000	△1,000,000		－
当期純利益							1,303,362		1,303,362
固定資産圧縮積立金の取崩					△1,293		1,293		－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△1,293	1,000,000	△143,706	－	854,999
2021年3月31日期末残高	599,400	525,000	28,984	149,850	116,701	11,700,000	2,162,714	△202,469	15,080,181

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日期首残高	533,262	△264,501	268,760	14,493,943
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△448,362
別途積立金の積立				－
当期純利益				1,303,362
固定資産圧縮積立金の取崩				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	93,680	－	93,680	93,680
事業年度中の変動額合計	93,680	－	93,680	948,679
2021年3月31日期末残高	626,942	△264,501	362,440	15,442,622

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1)資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券	
イ）満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
ロ）子会社株式及び関連会社株式	総平均法による原価法
ハ）その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	総平均法による原価法
② たな卸資産	
イ）未成工事支出金	個別法による原価法
ロ）商品	
環境システム事業部門	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
管工機材事業部門	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
ハ）原材料及び貯蔵品	原材料 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　10年～47年 車両運搬具　４年～ ６年
② 無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
③ リース資産	
イ）所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産	自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
ロ）所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を吟味して回収不能見込額を引当計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金　役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 完成工事補償引当金　完成工事に係る瑕疵担保等の補償費用に備えて、実績率による補償見積額を計上しております。

⑤ 工事損失引当金　手持受注工事の将来の損失に備えて、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見積額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金　従業員の退職金の支給に備えて、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

イ）退職給付見込額の期間帰属方法　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ）数理計算上の差異の費用処理方法　数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4)収益及び費用の計上基準

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ）当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事　工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ）その他の工事　工事完成基準

(5)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法　税抜方式によっております。

② 退職給付に係る会計処理方法　退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(6)表示方法の変更

① 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

連結注記表の「表示方法の変更」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

② 損益計算書

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「販売報奨金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めております。

なお、当事業年度の「その他」に含まれている「販売報奨金」の金額は8,089千円であります。

(7)重要な会計上の見積り

① 市場価格のない関係会社株式の評価

イ）当事業年度の計算書類に計上した金額　3,809,007千円

なお、当該計上額の内訳として、以下の関係会社株式に関し、当事業年度において減損損失を計上しておりませんが、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。

関係会社株式　株式会社インターセントラル　3,575,830千円

ロ）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

個別注記表（1．重要な会計方針に係る事項　（1）資産の評価基準及び評価方法）に記載のとおり、子会社株式及び関連会社株式の評価基準及び評価方法として、総平均法による原価法を採用しております。市場価格のない株式について、子会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が著しく低下した時は相当の減額を行う必要があります。当社グループの子会社となる事で新たに発生するシナジー効果、具体的には販路拡大による売上増加、協働化によるコスト削減等を織り込んだ事業計画を基礎に取得原価を決定しておりますが、企業結合日（2021年3月31日）において実質価額の著しい低下の事実を識別していないため、取得原価をもって貸借対照表に計上しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、関係会社株式に対して関係会社株式評価損の認識をする可能性があり、翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 工事進行基準による完成工事高

イ）当事業年度の計算書類に計上した金額　223,976千円

ロ）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

完成工事高及び完成工事原価の計上にあたり、当事業年度末までの進捗部分に成果の確実性が認められる工事につきましては工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。工事進行基準の適用にあたっては、工事収益総額及び工事原価総額を見積る必要があります。

発注者との交渉の状況によって工事収益総額が変動した場合や、施工条件の変更、資機材価格の高騰、作業効率の悪化等、想定していなかった事象により工事原価総額が変動した場合は、翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2．貸借対照表に関する注記

(1)たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は、30,200千円であります。

(2)担保に供している資産

営業保証金の代用として差入れている資産

土地	49,087千円

(3)有形固定資産の減価償却累計額	928,506千円

(4)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	144,120千円
② 短期金銭債務	401,361千円
③ 長期金銭債務	840千円

(5)事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、路線価に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、同条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算出しております。

再評価を行った年月日	2002年３月31日
再評価を行った土地の事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

3．損益計算書に関する注記

(1)売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額	18,600千円
(2)工事進行基準による完成工事高	223,976千円

(3)関係会社との取引高

① 売上高	179,841千円
② 仕入高	1,037,088千円
③ 販売費及び一般管理費	1,310千円
④ 営業取引以外の取引高	9,838千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1)自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	425,145株	－株	－株	425,145株

5．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	82,620千円
減価償却の償却超過額	51,943千円
未払事業税	26,958千円
投資有価証券評価損	19,977千円
会員権評価損	19,776千円
その他	66,075千円
繰延税金資産 小計	267,351千円
評価性引当額	△44,246千円
繰延税金資産 合計	223,105千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△271,515千円
退職給付引当金	△85,444千円
固定資産圧縮積立金	△51,456千円
繰延税金負債 合計	△408,415千円
繰延税金資産の純額	△185,310千円

6．関連当事者との取引に関する注記

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	ＪＦＥ継手株式会社	大阪府岸和田市	958,950	継手製造販売	直接 19.8	商品の仕入役員の転籍１名	管工機材商品の購入	532,993	電子記録債務	207,241
									買掛金	47,655

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等
市場の実勢価格を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
２．取引金額には、消費税等は含まれておりません。
３．ＪＦＥ継手株式会社は、所有している当社の株式1,046千株のうち1,005千株を株式会社りそな銀行に退職給付信託として拠出しており、株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行に再信託しております。信託契約上、議決権の行使については、ＪＦＥ継手株式会社が指図権を留保しております。

7．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,927円59銭

(2) 1株当たり当期純利益 247円09銭

(注) 1．1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

2．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	15,442,622千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－
普通株式に係る期末の純資産額	15,442,622千円
1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	5,274,855株

4．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,303,362千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る当期純利益	1,303,362千円
期中平均株式数	5,274,855株

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9．その他の注記

(1)取得による企業結合

取得による企業結合に関する注記につきましては、連結注記表の「8．その他の注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2)新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りに関する注記につきましては、連結注記表の「8．その他の注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3)その他

記載金額及び株式数は特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年５月24日

株式会社オーテック
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　板谷秀穂　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　櫻井　均　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社オーテックの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年５月24日

株式会社オーテック
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　板谷秀穂㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　櫻井　均㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オーテックの2020年４月１日から2021年３月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明をするとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月25日

株式会社オーテック　監査等委員会

常勤監査等委員　**福　田　恒　夫** ㊞

監 査 等 委 員　**熊　木　　登** ㊞

監 査 等 委 員　**山　田　仁　美** ㊞

（注）監査等委員福田恒夫、熊木登及び山田仁美の３氏は会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

TOPICS 1 株式会社インターセントラルが連結子会社に加わりました

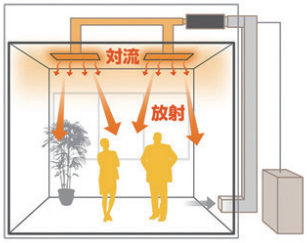
2021年３月31日の株式取得により、株式会社インターセントラルは当社の連結子会社となりました。

同社は、放射熱を利用した空調技術に特徴を持ち、気流を発生させない放射冷暖房システムや電気暖房機器は、ビルのエントランスや病院、空港、図書館などに採用実績を広げております。

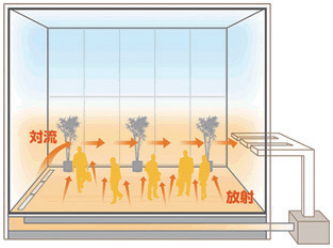
同社が当社グループに加わることにより、環境システム事業及び管工機材事業の両事業におけるさらなる相乗効果の発揮とオーテックグループ全体の事業拡大につなげてまいります。

＜放射冷暖房システムについて＞

放射冷暖房システムとは、水や空気により暖められた又は冷やされた天井材や床材からの放射熱を利用して、暖房時には体感温度を高く、冷房時には低く感じさせることにより、少ないエネルギーで快適な室温を作り出す仕組みです。小さな熱源で快適な室温を得ることができ、過剰な冷暖房を必要としないことから、人にも環境にも優しい空調方式です。



天井放射冷暖房システム（暖房時）



床放射冷暖房システム（暖房時）

TOPICS 2 配送センターを移転いたしました（管工機材事業部東京支店及び大阪支店）

2020年９月に、当社は橋本総業株式会社と販路拡大や物流協働化を目的とした業務提携を公表しております。

物流協働化を実現するために、2020年11月に管工機材事業部 東京支店配送センターを、2021年３月に管工機材事業部 大阪支店配送センターをそれぞれ移転しております。

両社の配送拠点を集約し、商品在庫・物流・配送の協働化の取り組みを進めることで、経費圧縮と事業活動から排出される温室効果ガス（CO_2）削減の効果を高めてまいります。



管工機材事業部 東京支店配送センター

TOPICS３ Ｊ１リーグ ベガルタ仙台のＣＳＲ活動に協賛します

東日本大震災から10年を迎えたことを契機として、Ｊリーグ2021シーズンでは東北地方唯一の１部リーグ所属となりますベガルタ仙台のＣＳＲ活動に協賛いたします。

©1998 VEGALTA SENDAI CO.,LTD.

当社は、仙台地区に１支店１営業所を設置し、東北地方においても複数の営業所を設置しております。仙台地区の地元チームであるベガルタ仙台のスポーツ文化振興や青少年健全育成、地域活性化に寄与する基本理念に賛同し、2021年シーズン活動を支援してまいります。



ホームゲームの際にホームベンチに当社ロゴが掲載されます

TOPICS４ 環境システム事業部 横浜支店を移転いたしました

環境システム事業部 横浜支店は2021年１月、神奈川県横浜市中区桜木町に移転いたしました。

新事務所は、ＪＲ桜木町駅・横浜市営地下鉄桜木町駅から徒歩１分、みなとみらい21地区の入り口に位置する複合型商業施設「クロスゲート」に入居しており、執務室や来客/会議室スペースを充実させることで作業効率の向上を図っております。

企業やショッピング・文化施設等を集積する目的から大規模な再開発事業が進行する、みなとみらい21地区に事務所を設置することで、大型物件の獲得と一層の受注拡大に努めてまいります。


複合型商業施設「クロスゲート」

TOPICS５ 弘前サテライトオフィスを開設いたしました

2020年12月、当社は青森地区の顧客サポート体制の充実と長距離移動による負担軽減・効率化を目的とした「弘前サテライトオフィス」を開設いたしました。

ＪＲ弘前駅から徒歩５分の距離に位置し、見積作成など情報機器を用いた事務処理の可能な事務所となっております。同拠点を活用することにより、東北地方における営業活動の更なる強化と地域に密着したサービスの提供に努めてまいります。


弘前サテライトオフィス

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎年６月
基準日	定時株主総会　毎年３月31日
	期末配当金　毎年３月31日
	中間配当金　毎年９月30日
単元株式数	100株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1－1 電　話 0120－232－711（通話料無料） 郵送先 〒137－8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法	電子公告 https：//www.o-tec.co.jp/ （ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。）
上場証券取引所	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）
証券コード	1736

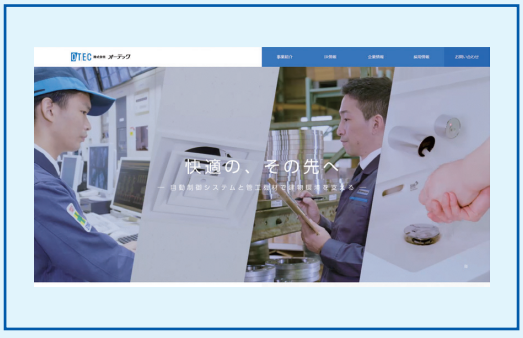
〔株式に関する各種お手続き〕

1. 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取扱できませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、左記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

ホームページのご案内

当社ホームページでは、事業内容のご紹介から、商品・施工事例のご案内、IR情報に至るまで様々な情報を掲載しております。是非ご活用ください。





https://www.o-tec.co.jp/

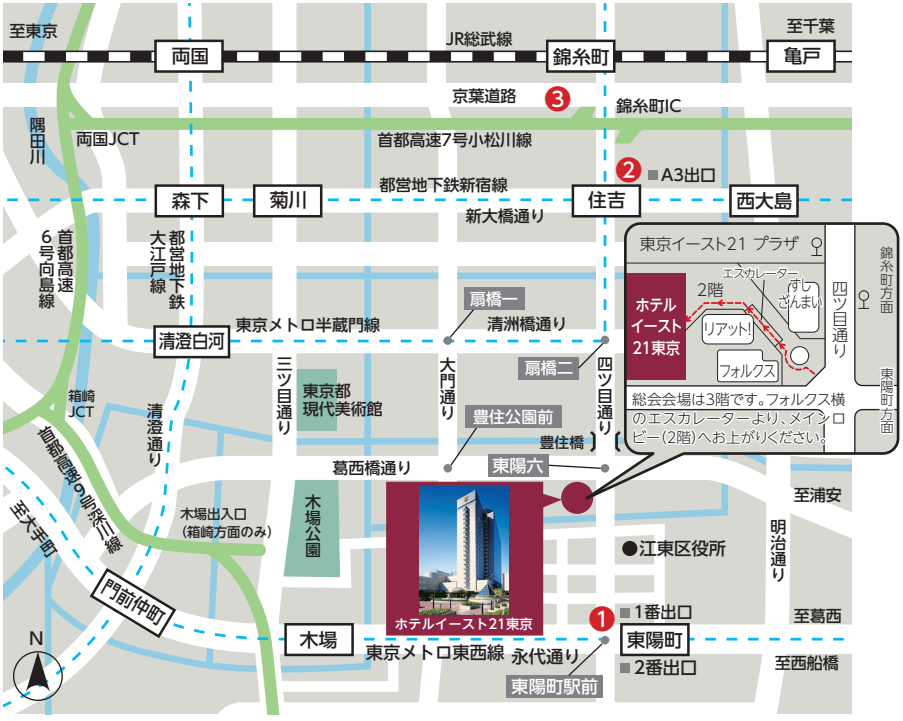




株主総会会場ご案内図

会 場

ホテル イースト21東京 3階 永代の間
東京都江東区東陽六丁目3番3号
電 話 03(5683)5683(代表)



交 通

❶東京メトロ東西線 東陽町駅(1番出口)より徒歩約7分
❷東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線 住吉駅(A3出口)より
都営バス<東22>で約10分 豊住橋(東京イースト21)下車
❸JR総武線 錦糸町駅(南口)より
都営バス<東22>で約15分 豊住橋(東京イースト21)下車

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には当社ウェブサイト（https://www.o-tec.co.jp/）にてお知らせいたします。

UD FONT
FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK